

ガザ地区における平和の実現を早期に求める決議

本年10月7日、パレスチナ自治区ガザ地区を支配するイスラム組織ハマスのイスラエルに対する攻撃を直接的な契機として、双方の応酬が続いており、イスラエルとガザ地区に甚大な被害を及ぼしている。特にガザ地区においては安全な避難場所さえなく、飢餓にも直面して、人々が生存の危機に瀕する状況である。

こうした状況を受け、11月15日国連安全保障理事会は、緊急会合を開催し、パレスチナ自治区ガザでの「緊急かつ延長された人道的な戦闘の一時休止」と「人質の即時解放」を求める決議第2712号を採択した。

11月24日から始まった戦闘休止は7日間で終わり、ガザ地区の人道危機がさらに深まることが懸念される。

本議会は、日本政府に対し、国連決議に基づき「人道的な戦闘の一時休止と引き続き人質の解放が履行される」ための努力を求めるものである。

以上、決議する。

令和5年12月20日

西 脇 市 議 会